該支給認定に係る障害者等が障害児の場合の申請書については、当該障害児の個人番号も含む。）を記載することを要しない。 一　（略） 二　個人識別事項が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ・ロ　（略） ハ　資格確認書等、介護保険法による被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長等が適当と認めるもののうち二以上の書類 2～5　（略）	該支給認定に係る障害者等が障害児の場合の申請書については、当該障害児の個人番号も含む。）を記載することを要しない。 一　（略） 二　個人識別事項が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ・ロ　（略） ハ　被保険者証等、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長等が適当と認めるもののうち二以上の書類 2～5　（略）
（療養介護医療受給者証の再交付等） **第六十四条の二の二**　（略） 2　前項の規定に基づき申請をしようとする療養介護医療費支給対象障害者は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う療養介護医療費支給対象障害者が、当該療養介護医療費支給対象障害者に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該療養介護医療費支給対象障害者の個人番号を記載することを要しない。 一　（略） 二　個人識別事項が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ・ロ　（略） ハ　資格確認書等、介護保険法による被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち二以上の書類 3・4　（略）	（療養介護医療受給者証の再交付等） **第六十四条の二の二**　（略） 2　前項の規定に基づき申請をしようとする療養介護医療費支給対象障害者は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う療養介護医療費支給対象障害者が、当該療養介護医療費支給対象障害者に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該療養介護医療費支給対象障害者の個人番号を記載することを要しない。 一　（略） 二　個人識別事項が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ・ロ　（略） ハ　被保険者証等、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち二以上の書類 3・4　（略）

附　則

この命令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。